

中小企業経営力強化支援法に基づく 経営革新等支援機関の認定取得について

富山信用金庫（理事長：山地 清）は、このたび平成24年11月5日付にて、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定されましたので、お知らせいたします。

同法は、平成24年8月30日に施行され、中小企業の経営力強化を図る為、中小企業の支援事業を行う者を公的に認定し、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する事などが目的とされております。

当庫が支援機関として認定された事により、中小企業基盤整備機構から専門家の派遣等の支援措置が講じられるほか、経営革新等支援機関の力を借りながら経営改善に取り組む中小企業に対して、信用保証料を一部免除する「経営力強化保証」制度を利用した資金調達が可能となりました。

当庫は、今まで以上に中小企業に対するコンサルティング機能を発揮する為、支援認定機関として認定された事から、今後も中小企業からの相談等には積極的に対応し、外部専門家との連携も深め、非金融面を含めた情報、サービスの提供も行い、地域経済活性化に取り組んでまいります。

記

1. 認定日

平成24年11月5日

2. 認定経営革新等支援業務を行う窓口

支援業務を行う店舗 本支店31店舗

B&Lコンサルティングスクエア

支援業務窓口 本支店 融資窓口

B&Lコンサルティングスクエア 相談担当

3. 認定経営革新支援機関として取り組む支援業務内容

本支店

○創業支援

○新事業支援

○経営状況の分析、事業計画、経営改善計画の策定支援

B&Lコンサルティングスクエア

○創業支援

○新事業支援

○事業承継

○M&A

○販路開拓支援

○産学官連携（技術相談）

○経営相談・経営指導

○経営改善計画の策定支援（実抜計画策定支援）

以上